

高ト協 特車確認制度を学ぶ 車両登録や経路探索も

【高知】高知県トラック協会(森本敬一会長)は18日、「新たな特殊車両通行制度」をテーマにセミナーを開いた。実務レベルの研



講演する佐久間行政法務事務所の佐久間代表

修を目的に、特車申請業務に特化した佐久間行政法務事務所の佐久間翔一代表が講演した。

佐久間氏は初めに、4月にスタートした特車通行確認制度の内容を従来の特車通行許可制度と対比しながら詳しく解説。特徴として、「現行制度は審査から決裁・許可証発行、許可までに平均30日を要するが、新制度は即時に『回答』される」点を挙げた。

一方で、通行可能経路の確認手数料や有効期間、経路探索の機能について、「新制度は個別審査が必要な経路、未収録路線が含まれる経路は対象にならないため、現行制度で申請する必要がある。全国で1年間に申請される約50万件のうち、新制度を利用できる道路は2割弱だ」と指摘。ETC2・O装着車への特車通行許可簡素化制度(特車ゴールド)と比較し、「コスト高になるが、即時に回答を得られる点を優先する場合にはメリットがある」と述べた。

講演は2部構成で、後半は新制度の車両登録や経路検索などの操作方法、手順をレクチャー。参加者は特車申請の経験がある現場の管理者が中心で、実務に則したアドバイスを受けた。講演の様子は録画され、参加できなかった会員も高ト協ホームページ上で会員専用パスワードを入力することで閲覧可能だ。

セミナーを企画した西村伸矢専務は「県では産品の『地産外商』を推進しており、会員企業にとって高速道路の利用は欠かせない。制度の概念だけでなく、手続きにも精通した行政書士が講師に適任と考えた」と話している。

(矢野孝明)